

多職種連携研修 ガイドラインについて

金沢市介護保険課
平成26年1月30日(木)

ガイドライン策定の経緯

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、厚生労働省令で定めていた居宅サービスや施設等の人員、設備、運営等に関する基準を条例で定めることとなった。

(参考)

詳細は金沢市公式ホームページに掲載

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23025/kaigosa-bisusiteikijyun/k-s-s-k.html>

金沢市介護保険法に基づく 指定基準条例

以下の7条例が平成25年4月1日から施行

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備、及び運営に関する基準を定める条例

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準



平成26年度中に市条例を制定予定

多職種連携に関する独自基準

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年金沢市条例第46号)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

(2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項

* 法第5条第3項はP12に記載してあります

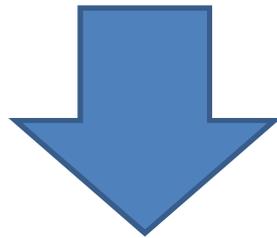
「研修の機会の確保」とは

- 対象となる研修
多職種連携に関する様々な研修
- 研修の実施主体
金沢市など行政
職能団体（例：介護福祉士会、介護支援専門員協会）
介護サービス事業所 他

事業所は介護従事者がこれらの研修を受ける機会を確保する。

ガイドラインの基本的考え方

- 多職種連携について理解を深めるもの
- 介護従事者一人ひとりが取り組めるもの
- 多職種連携を深めるため、事業所ぐるみで取り組むことで、より一層の効果が期待できるもの



そのためには介護事業所等の理解が不可欠

連携を深める4つのステップ

- ステップ1 自分の専門性や役割を理解する
- ステップ2 お互いを知り、顔の見える関係を作る
- ステップ3 利用者本人を理解し、事業所内で情報を共有する
- ステップ4 多職種で連携し、地域ぐるみで支える

多職種が連携するための行動①

自分の専門性、役割、何をどこまでするか？

自分の事業所はどのような事業所か？

他の専門職、他の介護サービスはどのようなもの？

地域の状況は？

利用者の状況は？

家族の状況は？

利用者を支援しているのは？

多職種が連携するための行動②

- 各段階での行動の仕方は、個々の状況に応じて変化する
- 複数の行動が平行して行われる場合もある
- 多職種連携に向けた取組は順番どおりに実行していくとは限らない
- 全てを実行しなければ連携ができないわけではない



いろいろ知っていた
ほうがいいのはわか
るけど、
ケアマネジャーや管
理者が知っていれば
いいんじゃないの？

介護サービスの利用
において、ケアマネ
ジャーが中心的な役
割であることは変わり
ません。

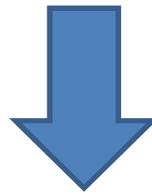
しかし、介護従事者も、
自分の役割や、すべき
ことを理解した上で、
多職種で利用者を支
援しているということを
日頃から意識しましょ
う。



まとめ

多職種で高齢者を支援する

介護従事者が多職種連携を日常的に意識してサービスを提供する。



多職種による高齢者支援のチームの一員であることを認識し、ケアの全体像を把握し、それぞれの役割に基づいて適切にサービスを提供しながら、ケアのあり方や質の向上のための提案が期待できる。

参 考

介護保険法

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。